

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

②評価調査者研修修了番号

S2021099・愛福評 22103・愛福評 12017

③施設の情報

名称：松山信望愛の家	種別：児童養護施設	
代表者氏名：鴻上 幸久	定員（利用人数）： 75名(52名)	
所在地：愛媛県松山市久万ノ台251番地1		
TEL：089-924-9215	ホームページ：http://www.koinonia-as.or.jp/	
【施設の概要】		
開設年月日：1948年10月15日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人コイノニア協会		
職員数	常勤職員： 40名	非常勤職員 5名
有資格職員数	(資格の名称) 名	
	(社会福祉士) 3名	(精神保健福祉士) 2名
	(保育士) 15名	(公認心理師) 3名
	(栄養士) 2名	(調理師) 6名
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)
	31室	親子訓練室・ショートステイルーム・里親支援相談室・心理療法室

④理念・基本方針

理念

- 一. 聖書の教える〈隣人愛〉の実践に努める。
- 一. 児童の権利を擁護し、その自立に貢献する。
- 二. 愛着関係形成に心を砕き、心の健全な育成を図る。
- 三. 公平・公正な運営を心がけ、公共の利益を図る。
- 四. 地域・関係機関との協力関係を作り、地域ニーズに応える。
- 五. 職員の資質向上努力を常に心がけ、専門的かつ適切なサービスを提供する。

基本方針

①「受容と支援」

種々の事情により生活に困窮する児童を受け入れ、その支え手となって責任ある支援とその努力を尽くす。

＜措置入所のみならず一時保護委託やショートステイ・トワイライトステイにも可能な範囲対応していく＞

②「生命の保護」

児童の生命を守り、かつその身体の健全をはかる。

＜各種マニュアル活用によるきめ細かなケアの実施＞

③「敬愛」

児童を敬愛し、その人権を擁護する。

＜児童の権利擁護に立ったケアと人権理解を伴った自立への援助＞

④「個性の尊重」

児童の個性を重んじ、その可能性の伸長に努力する。

＜発達に応じた学校選択と発達・学習支援・個性を育てる支援＞

⑤「自立と使命の自覚」

児童の自立を助け、児童がその個々の能力に応じて他者を支えうる社会人となるべく、その育成に努める。

⑤施設の特徴的な取組

①全面小規模化による個別的ケアの実践

②株式会社公文教育研究会との契約に基づく公文式学習の導入や、SBI英会話教育支援プログラムの活用、ボランティアによる学習指導、通塾の励行等、学習支援体制の整備

③NPO法人由良野の森との連携体験事業、グラウンドの芝生化や植樹、花壇の整備などを通じた環境教育の実施

④余暇活動充実のための施設内部活動

（登山部、釣り部、クッキング部、お箏部、ピアノ部、手芸部、園芸部、レクリエーション部）

⑤施設見学会の実施やポスターの作成・掲示等の情報発信

⑥施設のイメージキャラクター（ドリムくん）の作成

⑦家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員などの専門職が機能する体制の整備

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和4年6月10日（契約日）～ 令和5年3月24日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 中・長期ビジョンが明確であり、それによって法人の理念や基本方針を体現しようとする姿勢がみられる。
施設経営をとりまく環境把握や今後の経営課題が明確で、中・長期計画や単年度の計画が具体的である。そして、それは法人の理念や基本方針をそのまま実現しようとする姿勢に溢れており、社会福祉法人の果たす役割を十分に示している。
2. 子ども目線の視点で養育・支援が行われている
施設長は子ども目線の視点で、施設の運営を進めており、全職員もその思いをよく理解している。子どもたちはさまざまな配慮の中で、のびのびと生活できる環境が整っている。
3. 小グループケア（11ホーム）の経営とマネジメント体制が確立している。
小グループは、それぞれ独立して子どもの暮らしを支えているが、職員は、グループを超えて互いに支えあい協力して子どもたちの支援に取り組んでいる。さらにコーディネーターや心理療法担当職員・各相談員や施設長が適切にバックアップする体制が確立しており、小グループケアのモデルとなりうる実践があるところが評価できる。

◇改善を求められる点

1. 地域の福祉ニーズの把握や公益的活動等への取り組みにさらなる努力が求められる。
社会全体の子育て力の低下から見ても、支援の必要な子どもを抱えた家族支援等の地域の福祉ニーズに応えることが、児童養護施設の新たな価値の創造につながると思う。そのためにも地域のニーズを把握し、地域に根付いた幅広い取り組みを行いながら、児童相談所を中心とした関係機関との連携も含め、社会的資源として地域と共生する児童養護施設の可能性をさらに広げていく取り組みが期待される。
2. 外部の専門家による監査支援等の実施について
公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のために、内部監査による確認が行われているが、今後は、外部の専門家による監査支援等を実施することで、さらに公正かつ透明性の高い経営・運営に資することが期待される。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価受審に伴う自己評価を通じて、全職員で自らの施設の取り組みを見直し、改善点や強みを再確認することが出来ました。また書面調査や訪問調査によって課題が明確化し、今後の具体的な目標設定を行うことが出来ました。

今回の第三者評価結果を謙虚に受け止め、子ども目線に立った、子どもの最善の利益を追求する取り組みを更に進めていくとともに、地域の子育て支援の拠点としての役割を担うための努力を続けて参りたいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 理念・基本方針は、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえており、職員の行動規範となる具体的な内容である。また、事業計画や広報媒体に明文化されており、会議や各職員の目標管理シートに記入する等を通じて職員に周知している。さらに、保護者等にも分かりやすく説明した広報誌「ほほえみ通信」や面談等で周知している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 国や県が作成している「社会的養育推進計画」等、経営をとりまく環境についての的確に把握・分析しており、将来の入所児童の予想や、養護施設に求められる課題等を十分理解している。		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 経営課題は事業計画で明確にされており、理事会等の承認を得て処遇計画・人的対策・設備・会計等具体的な取り組みを行っている。また法人の運営会議で検討される経営状況等も共有フォルダを活用して職員に周知し、課題解決については全員が意見を述べ検討できる体制が整っている。		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期的ビジョンは、経営課題等の解決に向けた「小規模形態での個別的ケアの実現や高機能化、小規模なグループケアによる一時保護体制づくり」等具体的内容になっており、定期的に見直しも行われている。また想定される事態についての、中・長期の収支計画も策定されている。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は、中・長期計画の内容を踏まえた計画になっており、成果を設定する等実施状況を評価できる内容である。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の策定と実施状況の評価・見直しは定められた時期・手順にもとづき、全職員の意見をもとに次年度検討委員会で検討されている。また会議等で職員へ周知されている。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者等に対しては、年度初めに広報誌「ほほえみ通信」で周知しており、子どもに対しては直接関係する事項について、掲示版への掲示や、集会時の口頭説明などで説明している。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c

<p><コメント></p> <p>養育・支援の質の向上に向けた取り組みを、法人研修会・施設内研修会・ケア内容チェック表・目標管理シート活用・コーディネーター会議等を通して積極的に行っており、第三者評価受審と毎年の自己評価実施や全養協の「人権擁護のためのチェックリスト」活用等、組織的な取り組みが行われている。</p>		
9	<p>I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価及び自己評価の結果はコーディネーター会議で検討し、分析した結果は文書化され職員間の共有が図られている。また明確になった課題については組織的・計画的な改善策を実施している。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。</p>		
10	<p>Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、自らの経営や管理に関する方針と取り組みを明確にしており、役割と責任は職務分掌に明記され、有事を含む不在時においても権限委任が明確である。</p>		
11	<p>Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研究会・研修会に参加し、職員に対しては各種会議等で遵守すべき法令等を周知する等の具体的取り組みを行っている。</p>		
<p>Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、各種会議への参加や職員面談・ケア内容チェック表・目標管理シートの確認、研修体系の整備等を通じて、養育・支援の質の向上に指導力を発揮している。また、自らも各種研修会に参加する等、自己研鑽に励み専門性の向上に努めている。さらに、子どもの生活環境及び職員の労働環境の改善のために、コーディネーター5名を配置し諸課題に対応している。</p>		

13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、経営改善や業務の実効性の向上に向け、各種会議等を通して組織的に取り組んでおり、課題によっては、適宜人員配置や支援体制を見直す等、指導力を発揮している。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>管理規程、事業計画等で福祉人材の確保、定着・育成に対する方針が明記されており、事業費を踏まえ計画的に採用枠を設定している。また各種加算職員を配置し、里親支援専門相談員の配置の計画がある。人材確保の取組みとしては、施設見学実施や養成校へのポスター配布、ボランティア受け入れ等を積極的に行っている。</p>		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>期待する職員像が理念や基本方針に示されており、人事評価事前チェック票等で具体化されている。また人事基準も就業規則等で明確に定められている。施設長との面談によって職員の目標設定や意向等の聞き取りも行っており、総合的な人事管理が行われている。今後は人事基準にキャリアパスが反映される取組みが期待される。</p>		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>適正な有給休暇の取得や、互助会による福利厚生、育児・介護・看護休業の制度等ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場づくりに取り組んでいる。全職員対象の施設長面談の他に、心理療法担当職員による新任職員等との面談や、アンケートによる職員の意向把握を行っている。また、SNSを使った相談窓口、ハラスメント対応の相談窓口も設置している。夜間職員やパート職員を積極的に採用し現場職員の働きやすい環境づくりに取り組んでいる。</p>		
Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉑・b・c

<p><コメント></p> <p>各職員が「目標管理シート」を作成し個人目標を明確にしている。また「ケア内容チェック表」では期待する職員像への意識づけと、各職員の課題や悩みの把握と助言・指導を行うきっかけとしている。施設長による職員面談を通して、目標の進捗状況や達成度の確認を行っている。</p>		
18	<p>Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>法人内研修や施設内研修計画に沿って、全職員を対象に計画的に教育・研修が実施されている。施設内研修では、階層・領域ごとに「期待する職員像」や必要とされる専門技術等を示している。また感想・意見等を参考に見直しも行っている。パート職員・アルバイト職員の研修の充実を計画中である。</p>		
19	<p>Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>教育・研修計画は、経験年数・研修履歴等を考慮して作成しており、階層別・職種別・テーマ別研修等に取り組んでいる。また研修報告書は、処遇向上のための提案事項を記入する様式であり、PCネットワーク内で全員が共有している。今後はスーパービジョン体制の構築による、職員の専門性や施設の組織力向上への取り組みが期待される。</p>		
<p>Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生の受け入れについては事業計画やパンフレットにも記載し、保育士・社会福祉士・公認心理士・臨床心理士等の資格取得のための実習を積極的に受け入れている。子どもに対しての説明はその都度行い、保護者等には家庭通信を通して行っている。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページ等を活用して法人の理念や基本方針・事業内容・苦情解決の状況・第三者評価受審結果等について情報公開を行っている。社会・地域に対してはポスターやパンフレット等で情報発信をしている。</p>		

22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>施設における事務・経理・取引等に関するルールや職務分掌と権限等が定められており、内部監査により定期的に確認している。今後は外部の専門家による監査支援等を受けることにより透明性の高い運営や経営改善につながることを期待される。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	③ ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画に「施設内外で多くの体験や学びができるようオープンな施設を心掛ける」と明記しており、地域の社会資源の活用や高齢者施設での交流会、スポーツイベント、観劇等の社会体験等、地域活動への参加を積極的に行っている。友人等の施設訪問については、児童のプライバシーに配慮しながら対応している。</p>		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れについて基本姿勢や受け入れマニュアルを整備し、必要な研修を実施した後、生活支援や学習支援等の受け入れを行っている。今後は地域の学校教育等への協力について議論の深まりが期待される。</p>		
Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	③ ・b・c
<p><コメント></p> <p>関係機関連絡一覧表を作成している。また児童相談所等、各関係機関と目的に合わせた適切な連携を行っている。</p>		
Ⅱ—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>施設機能を地域に還元する取り組みとして、子育て短期支援事業等を実施し、各関係機関・団体等と交流を行っている。今後は地域福祉ニーズ等を効率的に把握する仕組みや、地域住民への相談事業等を通して多様な相談に応じる取り組みが期待される。</p>		

27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>地域住民の災害時一時避難所として位置付けられており、避難訓練等にグラウンドを提供している。また県内のNPO団体と連携し、自然林の再生プロジェクトにも参加している。今後は災害時の相互協力体制の強化、講演会・研修会の開催、まちづくりへの貢献等、地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な活動の推進が期待される。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した養育・支援については理念・基本方針・事業計画等に明記されており、職員会議や施設内研修・ケア内容チェック表・人事評価事前調査票・支援マニュアル等で共通の理解を持つ取り組みを行っている。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー保護については、ケアマニュアルを整備し、研修会等で周知している。子どもの居住環境は、パブリックスペースとプライベートスペースに分けられ、年齢・特性に応じて個室対応とし、必要な場所にはパーテーションを設ける等の居住空間づくりを行っている。また「ケア内容チェック表」を活用して、職員の振り返りとコーディネーターによる教育・指導を実施している。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページやパンフレット等により理念や基本方針・支援の内容を紹介している。パンフレットは写真や図を用い、見やすく分かりやすい内容であり、施設見学も積極的に受け入れている。</p>		

31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の開始時は「受け入れマニュアル」に沿って、施設の養育・支援の内容を保護者等にわかりやすく説明しており、保護者等の自己決定を尊重しながら同意書を作成している。自立支援計画も子どもと保護者等の意向を踏まえたものである。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>措置変更や地域・家庭への移行等に際しては、養育・支援の継続性や著しい変更等の不利益が生じないように、コーディネーター・心理療法担当職員・ホーム職員で支援方針を立て対応している。退所後のケアについても自立支援担当職員を中心に関係機関との連携を図っている。今後は退所時の引継ぎ文書作成や説明文書等の整備が期待される。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホーム単位で、生活状況や食事内容、企画行事に対する子どもの意見を聞き取り、改善に努めている。全体ではコーディネーターによる聞き取りと、栄養士による嗜好調査により満足度把握に取り組んでいる。今後は子ども参画の検討会議の設置等が期待される。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>利用者権利擁護規程により苦情解決の仕組みが整っている。また保護者等には文書を用いて説明し施設玄関等に掲示している。ホームページに問い合わせフォームを用意し対応している。子どもにはイラスト入りの掲示物で説明している。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが意見を述べやすいように、分りやすく説明した文書を用いて、安心して話ができる職員との相談の方法や、意見箱の利用と松山市子ども総合相談等・施設外の相談窓口の紹介をしている。意見箱はプライバシーが守られる場所に設置し、相談は個室で、守秘義務の遵守やプライバシー保護への配慮をしている。</p>		

36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの特性をよく理解し、その真意を汲み取る努力と工夫により、相談しやすい関係づくりに努めている。ホームでの対応が難しい内容については、コーディネーターが対応する等組織的に対応しており、すぐに対応することが難しい場合には申し出者に丁寧に説明している。意見等は養育・支援の質の向上に役立っている。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>リスク発生時の対応の仕組みを整備している。事件・事故報告書はネットワーク上で共有しており、事故等の状況と対応を確認できる仕組みである。ヒヤリハットについてはホームごとに集計・分析・対応策の検討を行っている。また施設全体の安全点検票を用いた定期的な安全点検も行っている。法人研修・施設内研修を通して安全確保・事故防止に努めている。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「感染症対応マニュアル及び新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル」「感染症発生時事業継続計画及び新型感染症発生時事業継続計画」を作成し、看護師による感染症予防と発生時の対応等の研修会を行っている。また、感染経路となりうる生活備品の共有は避け、適切な予防的取り組みを行う等安全確保のための取組を行っている。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>総合防災マニュアルや災害時事業継続計画を整備し、対策・訓練を行っている。安否確認は所属別の名簿やSNSを利用しており、備蓄品はリストを作成し点検を行っている。またキャンプなどの生活体験が、災害時に生かされるよう努めている。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㉑・b・c

<p><コメント></p> <p>生活支援・基本業務等、数種類のケアマニュアルで標準的な実施方法を示しており、ネットワーク内で確認できる仕組みと、全体職員会や研修の機会を通して周知徹底を図っている。またケア内容チェック表での自己チェックと基幹的職員による分析・確認・対応の仕組みが整っている。</p>		
41	<p>Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の標準的な実施方法については、次年度検討委員会で年度末に計画的に検証・見直しに取り組んでいる。検証・見直しにあたっては、意見箱の内容・職員アンケートや施設長面談等から集約したものをテーマにしており、自立支援計画や予算計画の見直し、養育・支援の標準化につながることを目指している。</p>		
<p>Ⅲ－２－（２）適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画作成にあたっては事前に支援経過票を作成し、さまざまな職種の関係職員で検討会議を開催し、子どものニーズに沿った自立支援計画の作成を行っている。支援困難ケースについては、その都度臨時検討会議を行い、必要に応じて児童相談所や医師等を交えて適切な養育・支援を行っている。</p>		
43	<p>Ⅲ－２－（２）－② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>PCネットワークによる日々の児童記録や、セラビー連絡会、主担当会議等で養育・支援の経過を専門職が把握する仕組みが機能している。毎年、前期・後期に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>		
<p>Ⅲ－２－（３）養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ－２－（３）－① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>ケアマニュアルで記録のあり方を示しており、様式は統一している。子どもの様子は日誌に記録されPCネットワークで共有している。必要に応じて会議を行いPCネットワークによる「回覧ノート」を活用して情報を共有している。</p>		

45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ ⓑ ・c
<p><コメント></p> <p>個人情報管理規定、文書管理規程等により子どもの記録の保管・保存・廃棄、情報の提供に関する規程等が定められ、自立支援計画票等、重要文書は施錠金庫、個人情報施設外持ち出し禁止等、記録の管理が確立している。今後は記録管理責任者の設置が期待される。</p>		

内容評価基準（24項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	ⓐ ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、子ども目線の施設づくりという観点から、子どもに選択させ、決めさせることを大切にしている。権利擁護規定、マニュアル等も整備され、研修会等で理解を深めている。基幹の職員を中心に職員全員で取り組みの徹底を図っている。</p>		
A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	ⓐ ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもには愛媛児童福祉連合会の作成した「権利ノート」を配布し、ホームごとに日常生活を通して権利と義務を分かりやすく伝えている。年齢に合わせた工夫や掲示版等を活用した目に触れる工夫も行っている。職員は自他の権利について、学習会で正しい理解に努めている。</p>		
A—1—(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—(3)—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・ ⓑ ・c

<p><コメント></p> <p>子どもの生き立ちに関する疑問や内容に、慎重かつ誠実な対応ができるよう、コーディネーター会議等で協議し準備を行っているが、実際には困難なケースも多く、専門的なチーム対応等を行っている。成長の記録については、ホームでの成長の様子等は積極的に記録しており、アルバムは各自が保管している。今後は、担当福祉司等との連携による生き立ちの整理や振り返り等が進むことが期待される。</p>		
<p>A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等</p>		
A④	<p>A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>施設内虐待防止マニュアルが整備されており、就業規則でも不適切なかかわりがあった場合への対応が明示されている。ケア内容チェック表での自己チェックや基幹的職員による分析等で、子どもの対する不適切なかかわりの防止と、困りごとやリスクの早期発見に取り組んでいる。被措置児童等虐待についても届出・通告の制度説明等は職員及び子どもに周知されている。</p>		
<p>A—1—（5）支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑤	<p>A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	<p>a・㉒・c</p>
<p><コメント></p> <p>入所時の支援は、児童の状況に応じて柔軟に対応している。乳児院からの措置変更の場合は慣らし保育をし、宿直体制を強化する等不安の軽減を図っている。家庭復帰後の支援では、関係機関と連携を取りながら自立支援担当職員を中心に実施している。今後はアドミッションケアのさらなる工夫と標準化への取り組みが期待される。</p>		
A⑥	<p>A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>愛媛児童福祉施設連合会が実施した退所後アンケート結果や普段の生活の中での子どもが困ったことや不安感を参考に、リービングケアに取り組んでいる。退所後の支援は、自立支援担当職員を中心に進学先・就労先、社会福祉協議会等と連携しながら、個別的に丁寧なケアを実施している。また退所後の生活を知ることは施設での支援の在り方を見直す機会としてとらえている。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>様々な背景を抱えた子どもたちに寄り添い共に生活していく中で、見えてくる子どもの心情を職員間で共有するようにしている。ホーム職員と心理療法担当職員との定期的な連絡会や多職種間での意見交換等、様々な方向からの子ども理解に努めている。職員に対する子どものアンケートから「安心して生活できる」「よいところをほめてくれる」「話しやすい」等職員に理解され、しっかりと受け止められて生活している様子が伺えた。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援を行っている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>基本的欲求の充足には、子どもと職員の信頼関係が重要であることを自覚し、できるかぎり個別に触れ合う時間を確保できるよう努力している。施設として、上限以上の職員配置をしているが、職員は子どもに寄り添う時間が足りないとの思いを抱えており、職員配置面での工夫については検討が期待される。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>生活のルール等は、押し付けではなく子ども自身の生活に深くかかわっていることを考えさせることを大切にしている。</p> <p>健全な生活の在り方について適宜、助言・支援を行っている。職員は「称賛や感謝の言葉はより具体的に」「指示や注意は否定とならぬよう」「子ども目線の養育である」ことなどを意識しながら、健全な生活な在り方について適宜、助言・支援を行っている。</p> <p>高校生にアルバイト等の社会体験を奨励しているが、継続できなかつた場合でも、失敗ではなく社会体験のひとつとして声掛けを行っている。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>施設内部活動や学習指導・余暇企画等は年齢や発達状況に応じ、プログラム化されており、参加・不参加は自分で決めることを重視している。</p> <p>図書の実用を図り、職員の得意分野を生かした多彩な部活動を実施している。希望する子どもには、学習塾の利用や高校生のアルバイト等、発達の状況に応じた学びや社会体験の場を保障している。</p>		

A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが自分の居場所を実感でき、安心して生活できるように努めており、結果として生活習慣等の習得や自立につながるように支援している。地域行事や放課後のスポーツクラブに入部することで、社会性の習得の機会としている。オンライン学習に伴って整備したインターネットの使用や、高校生のスマートフォン使用、お金の使い方等、それぞれの適切な使用のルールについても指導している</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>食育に力を入れており、栄養価と嗜好調査結果等を取り入れた献立が立案できている。子どもの生活や年齢に合わせた、食事時間や座席の変更、食べ方等はホームごとに工夫をしており、「ふれあい夕食」「ふれあいデザート」等実施している。職員と共同で調理や片付けの機会があり、楽しい食事の工夫をしている。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>衣服は季節に合ったものが十分に確保されており、洗濯・アイロンがけ・補修なども生活場面でやっている。TPOを考えた衣服を自分たちが選べるようにしており、特定の衣類へのこだわり感や、予算内での買い物ができない場合でも、清潔の感覚、快・不快等自己調節力を意識した支援をしている。必要によっては買い物に同行している。</p>		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月安全点検表で安全チェックをし、必要な場所は早急に修繕等の対応をしている。通常小学生は二人部屋、中学生以上には個室が用意され、居室は自分の責任で管理し、片付いてなくても口出しせず見守り、適宜支援している。職員が居室に勝手に入ることはなく、在室であればノックをして入る等、一人ひとりの安心・安全と居場所を確保している。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c

<p><コメント></p> <p>ケアワーカーは、日ごろから観察や聞き取りを丁寧に行い、気になることがあれば他の職員とも相談しながら心身の健康管理に努めている。体調の悪い児童に対しては、迅速に病院受診を行い専門医に指示を仰いでいる。</p>		
<p>A—2—（6）性に関する教育</p>		
A⑯	<p>A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>性教育の根幹は、個人の尊厳や権利擁護への理解とそれを育む風土の醸成が欠かせないという前提で、性教育委員会において、多岐にわたる情報交換や協議を行っている。性教育委員会の「ドリムくん通信」や「ドリムくん箱」を通して、子どもたちに「生と性」について相談や質問を受け、必要に応じて個別の対応をしている。外部講師により、子どもへの性教育プログラム（基本的情報、伝え方の工夫等）を実施している。</p>		
<p>A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑰	<p>A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>子どもの問題行動等に対し、背景や原因を検討して迅速に対応している。また事件・事故報告書を作成して、職員間で情報を共有し適切に支援している。必要に応じて児童相談所や警察等とも連携をしている。職員のメンタルケア面では心理療法担当職員やコーディネーターへ相談できる環境を整えている。</p>		
A⑱	<p>A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>問題対応や予防の観点から児童構成・職員配置の見直し変更は、毎年行っており、必要と判断した場合は随時行っている。また生活の中では、できるだけ死角をなくす配慮をしており、余暇時間や屋外遊び等には極力職員が傍にしているようにしている。常に子ども同士の関係性に注意をしており、不適切な関係性には適時介入している。施設のみで対応できない場合は関係機関に協力を依頼している</p>		
<p>A—2—（8）心理的ケア</p>		
A⑲	<p>A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>心理的ケアが必要な子どもには、支援計画検討会議等で心理療法担当職員と共同して、自立支援計画を立て職員チームとして支援・観察等を行っている。心理療法を実施するスペースも確保され、安心して利用ができています。心理療法担当職員は、常勤・非常勤の2名体制であり、経験豊富な非常勤職員によるスーパーバイズや心理療法担当職員を講師とした施設内研修を行っている。</p>		

A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>学習支援は子どもの「未来を支える大切な柱」としてとらえ、積極的な取り組みを行っている。中学生以上は個室で勉強ができる環境があり、受験生には学習ボランティア等の支援や、本人の意向に沿って学習塾にも通わせている。施設内では幼児から能力に合わせた学習を導入している。その結果、小学生の英語力等の向上が顕著に現れ子どもの自信に繋がっている。特別な支援を必要とする子どもについては、学校等と情報交換を行いながら通級や、特別支援学級、特別支援学校への通学等についても配慮している。</p>		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>進学・就職に対しては、子どもの意思を尊重しながら、保護者等や学校・児童相談所等と連携し、子どもの「最善の利益」を支援している。自立に向けた支援の継続が必要な子どもに対しては措置延長も行っている。退所後は、自立支援担当職員が窓口となり、関係機関と連携しながら支援を行っている。</p>		
A㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職場実習や職場体験は重要な社会経験の機会として捉えており、資格取得に関しても積極的に奨励している。アルバイトができない特別支援学級の高等部の子どもにも、就労継続支援A型事業所への就労体験の機会を設けている。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員が中心となり、入所時の対応や、「ほほえみ通信」送付・電話連絡・面談や外泊調整等を通して、家族との信頼関係づくりに取り組み、相談に応じる体制づくりに取り組んでいる。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉔	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>支援検討会議で個別の親子関係再構築のプランを立て、継続して面会や外出・親子での料理をつくる体験・親子訓練室での宿泊・外泊等を行いながら、家族支援に取り組んでいる。児童相談所とも情報を共有している。今後は、心理療法を取り入れた家族支援のさらなる広がりが期待される。</p>		